

第12回遵守委員会会合
2017年10月5-7日
インドネシア、ジョグジャカルタ
暫定議題

1. 開会

- 1.1 歓迎の辞
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局からの報告には、CCSBT 管理措置にかかるメンバー及び CNM の遵守状況をまとめた、遵守に関する一覧表の最新版が含まれる。この一覧表は、メンバー及び CNM の協力の下、会合前に更新される予定である。

2.2 メンバー及び協力的非加盟国からの報告

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#)により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。メンバー及び CNM は提出された年次報告書を読了しているものと見なされ、以下の事項について改めて説明する必要はない。

- 品質保証レビュー (QAR) に参加したメンバーは、テンプレートのセクション I (MCS 改善事項のまとめ) において、QAR により提起された重要な結果を須く報告することが奨励される。
- メンバーは、テンプレートのセクション I (3) に基づき、国別配分量に帰属する漁獲量 (帰属漁獲量) の定義¹の実施に向けた進捗状況を報告する必要がある。
- この議題項目では、年次報告書における主要な問題点に対する質疑応答 (メンバー及び CNM の制度及び履行状況の精査を含む) に焦点を当てるものとする。

2.3 CCSBT 管理措置に関する遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

¹ CCSBT 21 は、帰属漁獲量の定義について以下のとおり合意した：「メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量¹であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

- 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない)
- 放流及び/又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び/又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業]

¹ 船舶が他のメンバー又は CNM の個人又は主体により用船され、かつその漁獲量が当該メンバー又は CNM に計上される場合を除く。

2.3.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会 (CC) は、CCSBT の管理措置の遵守にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.3.2 CCSBT 協力的非加盟国の遵守状況

CC は、CNM (フィリピン) による CC への参加及び CCSBT 管理措置の遵守にかかる履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。ここで検討された情報は、フィリピンの CNM としての地位の継続の可否について拡大委員会 (EC) が決定する際の一助となる。

2.3.3 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定された分野について検討し、こうした非遵守の事例に対して、CCSBT の 是正措置政策 の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。

3. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び／又は事務局は、以下に掲げた CCSBT 措置の運用上の問題点についてアップデート又は報告を行う予定である。

- CDS;
- 許可船舶／蓄養場決議
- VMS 決議
- 転載決議
- 港内検査に関する最低基準
- IUU 船舶リスト決議 (適当な場合は IUU 船舶リスト案も含む)

4. CCSBT 決議のレビュー及び改正

この議題項目では、CCSBT の決議の改正の可能性及び改正案について検討する。

4.1 漁獲証明制度 (CDS)

CC 10、CCWG 4 及び CC 11 において、より効率的な CDS の開発 (eCDS の開発の促進を含む) に関する検討を行ってきたが、改正 CDS 決議の完全な合意には至っていない。その代わりに、休会期間中に未解決の課題に引き続き対応していくことが合意されている。

この議題項目では、メンバーが以下について検討する機会を設ける。

- CC11 以降に改正 CDS 決議案に関して行われた休会期間中の検討結果についてアップデートすること (CC 11 報告書別紙 6 を参照)
- メンバーは 2016 年の改正決議案を棄却するかどうか、及び／又は既に合意された改正部分 (及び／又は追加提案) を特定しこれらを取り込んだ新たな CDS 決議改正案を検討するかどうかについて議論すること
- CDS 決議に関する将来の作業の優先順位、特に CCSBT は eCDS の導入を望むのかどうか、及び望む場合のスケジュールを決定し、これを文書化すること

4.2 許可船舶決議

事務局は、漁船に関する IMO 船舶識別番号スキーム (決議 A 1708(28)) の改正案の概要を提示する予定である。決議 A 1708(28) の改正に伴う許可船舶決議の改正案は 2018 年に検討予定である。

4.3 船舶監視システム (VMS) 決議

CC 11 は事務局に対し、CCSBT の VMS 決議のレビューを行うよう求めた。最初のステップとして、事務局は、CCSBT における二つの既存の VMS 決議を組み合わせた統合 CCSBT VMS 決議案を作成するとともに、他のまぐろ類 RFMO が現在採択している VMS 決議において共通基準となっている部分の追加を提案している。

4.4 転載／港内検査の最低基準に関する決議

これら二つの決議の間には要件が重複している分野がある。事務局は、二つの決議の間で整合していない部分の改正を提案する予定である。

4.5 IUU 船舶リスト決議

事務局は、CCSBT の IUU 船舶リストに漁船並びにその支援船を掲載し得るのかどうかを明確にするための CCSBT IUU 船舶決議改正案を提案する可能性がある。

5. CCSBT の政策及び取決めに関するレビュー、改正及び中間報告

メンバー及び事務局は、CCSBT の政策及び取決めの改正案について検討し、及び／又は進捗状況の報告を行う予定である。

5.1 2018-2020 年の遵守行動計画

現行の遵守行動計画 (CAP) は 2017 年に終了する予定である。このため、CC 11 は事務局に対し、2018 年から 2020 年までの期間の CAP 案を作成するよう要請した。事務局は、CC 12 による検討のために同案を提出する予定である。

5.2 最低履行要件 (MPR)

事務局は、現行の CAP において予定されているとおり、以下に関する新たな MPR 案又は MPR 改正案を提出する予定である。

- MPR 3.5 : 港内検査に関する最低基準 (新規)
- MPR 4.1, 5.2, 6.4 及び 6.6 : 文書 CCSBT-ERS/1703/08 として ERSWG12 に提出済み

5.3 品質保証レビュー (QAR)

2017 年の品質保証レビュー (QAR) プログラムは、台湾における現地 QAR である。台湾の QAR 報告書で提起された重大な問題については議題 2.1.1 において検討することが想定される。本議題項目では、2017 年 QAR の結果全体にかかる検討に焦点を当てることを想定している。

EU 及び南アフリカはまだ QAR を完了していないため、CC は次に実施する QAR の優先順位を勧告する必要がある。

5.4 CC 及び EC に対する年次報告書のテンプレート

事務局は、テンプレート最初のページの前文の微修正を提案する予定である。

5.5 WCPFC との転載に関する MoC

2017 年 10 月において、CCSBT は WCPFC との転載に関する協力覚書 (MoC) に合意した。また WCPFC はこの MoC 案に対して 2016 年 12 月 9 日に (何らの修正なく) 合意し、その後の 2017 年 4 月 18 日に WCPFC 議長が、2017 年 6 月 5 日に CCSBT 議長がこれに署名した。事務局は、合意された MoC の運用開始に向けた進捗状況を報告する予定である。

5.6 国際ネットワーク及び二国間協定

事務局は、国際的な監視、管理及び取締りネットワーク (IMCSN) による進展、及び事務局と他の RFMO 及び RFB との遵守上の関係、及び／又は二国間協定に関する報告を行う予定である。

6. CCSBT 遵守計画の実施

この議題項目は、3 年間 (2015-2017 年) の行動計画において 2017 年に予定された行動事項であって、CC の議題の他のセクションではカバーされていない事項に対応するものである。

6.1 市場及び IUU 活動のモニタリング

メンバー及び／又は事務局は、必要に応じて以下の事項に関する報告を行うよう招請されている。

- CC11 以降の市場形成に関する重大な変化
- IUU 漁獲／活動のリスク及び／又は実際の IUU 漁獲／活動に関して受領した新情報
- その他あらゆる市場／IUU 漁獲に関する情報

6.2 非加盟国との協力

会合は、協力を要請すべき特定の非加盟国である寄港国及び市場国があるかどうかについて検討し、拡大委員会に対してこのことを助言する予定である。中国、フィジー、シンガポール及び米国に対しては、CC 12 及び CCSBT 24 にオブザーバー参加するよう要請している。

6.3 電子モニタリング技術

従来の人間によるオブザーバーのカバー範囲を補完するものとして、一部漁業では電子モニタリングシステム (EMS) が活用されるようになってきている。こうしたツールは、メンバーのオブザーバー計画のカバー率／効率を大幅に強化する可能性がある。このため、メンバーは、メンバーによる EMS の実施及び EMS の活用に関して実施予定の調査について報告するよう招請されている。

6.4 SBT の種同定技術

メンバーは、種同定に関する新技術及びツールに関する報告を行うとともに、会合による検討に向けて具体的な提案を作成及び提示するよう招請されている。CC 12 はこれらの提案について検討を行うとともに、拡大委員会に対して、こうしたプロジェクトにかかる必要に応じた支援及び／又は資金拠出に関する勧告を行う予定である。

6.5 MCS 制度にかかるベストプラクティスの特定及び共有の継続

メンバーは、MCS 制度に関する「ベストプラクティス」の進展についての情報提供を行うよう要請されている。これには、メンバーによって策定された新規の制度又は他で策定された制度／実施状況が含まれ得る。

7. 2018 年の作業計画

8. その他の事項

9. 拡大委員会に対する勧告

10. まとめ

10.1. 会合報告書の採択

10.2. 閉会